

【プルチャーム株式会社の主な表示例（抜粋）】

別表1 (効果性能)



9割以上が効果実感！  
髪がフサフサになる人続出！

鏡見る度に実感して感動しています



テレビやSNSで大絶賛されている**塗る女性ホルモン**育毛ですが、さすがにウソだろうと思い、半信半疑で使ってみたのですが...口コミ通りサッとするだけなのに**髪がフサフサに増えたんです！**だから毎朝鏡を見るのが楽しくて仕方ありません笑

※他人の感想はスタイリング効果  
※女性ホルモンと同様の働きを持つ女性ホルモン様成分

おでこの生え際でもしっかりと実感！



頭皮マッサージをしたり、生活習慣を整えたりと、髪に良いと言われる事は全て試してきましたがどれも効果なし...最後の頼みの綱でお医者さんが注目している**塗る女性ホルモン**育毛を試してみたところ、**寝る前に塗っただけで髪がフサフサに！**最新の育毛方法らしいので、早めに会えてよかったです👍

※他人の感想はスタイリング効果  
※女性ホルモンと同様の働きを持つ女性ホルモン様成分

別表2 (効果性能)



なんでも

男性用AGA治療にも使われる成分も入ってて、



塗るだけで髪が増えるから薄毛女性の間で話題になっているんです！

実際に使用した人からは

- ・塗るだけでボリューム復活した！
- ・抜け毛が無くなった！

と溢れんばかりの口コミが...!!



iqumore/イクモアナノグロウリッチ 購入数 6 ★★★★★

久しぶりに友達にあったら「何したの!？」ってお店で叫ばれました笑 だって20代の頃に戻ったようにボリュームが復活したんです!



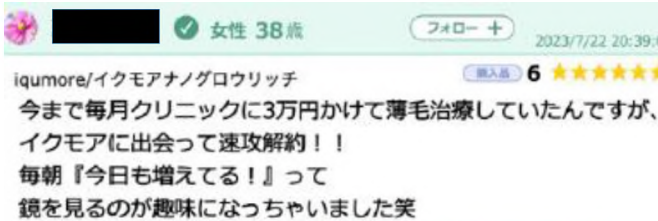
別表3

(ノーベル賞受賞級)



別表4

(虚偽の比較画像)



別表5

(虚偽のSNS投稿)



別表6

(完売表示)

イクモアナノグロウリッチは**大変ご好評頂き残り在庫数に限りがございます。**

- 先月発送分 大好評頂き完売致しました **SOLD OUT**
- 先々月発送分 大好評頂き完売致しました **SOLD OUT**
- 3か月前発送分 大好評頂き完売致しました **SOLD OUT**

今なら **すぐにお届けできます!**

在庫数には限りがございます。完売の可能性があるので**お早めのご注文**をお願い致します。

別表7

(ステルスマーケティング)

知識豊富な毛髪のスペシャリスト

## 毛髪診断士<sup>®</sup>が解説!

最近、薄毛に悩む女性が増えています。

※毛髪診断士<sup>®</sup>は公益社団法人日本毛髪科学会の登録資格です。  
※写真はイメージです。

"抜け落ちるお悩み"というと、ひと昔前までは男性に多いイメージでした。「ボリューム感に悩んでいるなんて、恥ずかしくて言えない…」「昔は多いほうだったのに、どうして私だけ…」最近では、このようなお悩みを持ちクリニックに通う女性も急増しています。**女性のお悩みの要因は栄養不足やホルモンバランスの乱れ。だから女性に合わせたお手入れが必要**になります。

## 【参考】景品表示法抜粋

### (不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

### (措置命令)

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
  - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
  - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
  - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

### 3 (省略)

### (権限の委任等)

第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

### 2～10 (省略)

- 11 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

### (罰則)

第四十六条 措置命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

### 2 (省略)

第四十七条 第二十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。